

令和8年第1回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和8年1月22日（木）第1回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子
16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子
19番 青 木 正 好		

(19名)

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 大 貫 友 美
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 妃 奈 乃
	主 事 半 田 まゆか	
経済部農政課	主 事 高 橋 千 諒	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 大 貫 友 美

—◇—

◎事務局長は開会に先立ち、議案書9ページから35ページの議案番号の訂正を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午後15時00分に令和8年第1回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

3番 竹 澤 靖 委員、12番 神 長 守 雄 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買10件、贈与1件、賃借権設定1件の合計12件の許可申請が提出されました。そのうち、議案書2ページの5番につきましては新規就農の案件となり、事前に奈良茂男農業委員と佐藤卓志推進委員による聞き取り調査を行いました。詳しくは別添の新規就農者面談記録のとおりになり、この後の地元農業委員の意見でも説明があります。また別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番の析産の件は、●●さんの親が亡くなり農地を●●さんが相続したのですが、未成年ということで弁護士の方が保佐人になっています。●●さんの保佐人の宇都宮市の●●さんに間に入ってもらい、析産の●●さんへの売買です。問題ありませんのでご承認をよろしくお願いいたします。

◎竹澤 靖委員 2番の件は、●●さんがもう農業ができないということで、隣接地の●●さんに有償で売買をお願いしたということで、●●さんもブルーベリーを作るとということで、何ら問題はございません。3番に関しましては生前贈与になります。●●さんは、●●さんの孫に当たりますので、問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

◎関口 清委員 4番、奈佐原町の件は、奈佐原町の●●さんから文化橋町の●●さんへの売買です。●●さんはいちごの専業農家でありまして規模拡大のためであります。問題ありませんのでご承認をお願いいたします。

◎奈良茂男委員 5番、佐目町の件は、上殿町の●●さんから佐目町の●●さんへの賃借権設定による貸し借りになります。先ほど事務局から説明がありましたが、●●さんは新規就農ということで、15日に事務局の橋本局長、大貫係長、3条担当の渡辺さん、佐藤推進委員と私の5名で面談を行いました。土地では主に里芋、かぼちゃ、じゃがいも、野菜類を栽培するとのことでした。特徴的なのは、ここでは障害者の方や引きこもりの方たちに栽培に参加してもらい、ものづくりの楽しさや生きがいを見だし、そこで得た収益は分配していくとのことでした。今までにない農業の形態であり、特に問題はございませんのでご承認をよろしくお願いいたします。6番の下大久保の件ですが、●●さんは出身が下大久保で、実家の近くの土地を有償で所有するというということです。何ら問題はございませんのでご承認をよろしくお願いいたします。

◎神長守雄委員 7番の件は●●さんから●●さんへの売買です。8番は●●さんから同じ●●さんへの売買です。田んぼも近いところで何ら問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。9番は●●さんから●●さんへ、10番は●●さんから●●さんということで、上殿町の崖下の田でございませぬ。●●さんはこの付近で多く作付けしてありますので何ら問題ありませんのでよろしくお願ひいたします。11番は●●さんから●●さんへの売買で、こちらも問題ありませんのでよろしくお願ひいたします。

◎安生芳子委員 12番の野沢町の件は、●●さんは職業は医者で農業はやりきれないということ、●●さんがやるということになりました。事務局の方の説明のとおり問題無いと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から12番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は、仁神堂町において●●申請の幼稚園建設のための臨時駐車場への一時転用であります。申請地は周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地、その他の農地に区分されます。2番は、南上野町において●●さん申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地でありますが一時的な利用に供するものであります。以上、4条転用2件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願ひいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎竹澤 靖委員 1月14日に橋本局長、大貫係長、永嶋主査、神長委員と私の5名で現地調査を行いました。1番、2番とも現地に問題はありませぬでしたのでご報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番の仁神堂町の件ですが、幼稚園の建て替え工事での工事車両などの駐車場として使用するもので、事務局の説明と現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をよろしくお願ひいたします。

◎小平敏男委員 2番、南上野町の件ですが、園芸用土を採取するというものです。事務局の説明告のとおり問題ありませんので、ご承認をよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番と2番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は、富岡において●●の園芸用土採取及びそのための通路への一時転用であります。申請地は周囲を畑、山林及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地、その他の農地に区分されます。2番は、仁神堂町において●●申請の幼稚園への転用であります。申請地は周囲を畑、宅地及び雑種地に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地、その他の農地に区分されます。3番は、板荷において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地、その他の農地に区分されます。4番は、上殿町において●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。なお、北側宅地部分の一部が農地へ越境していたため始末書が添付されています。5番は、下奈良部町において●●申請の園芸用土採取及び表土置場への転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。6番は、池ノ森において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を雑種地、山林及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地、その他の農地に区分されます。7番は、白桑田において●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。8番は、深津において●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。以上、5条転用8件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎神長守雄委員 4条と同じく1月14日に事務局の3名と、竹澤委員と私の5名で現地調査を行いました。4番については農地の一部が宅地として既に使われている状況でしたので始末書が必要と見てまいりました。それ以外の案件については現地に問題はありませんでした。

のでご報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番の富岡の件は、賃借権設定による園芸用土採取です。事務局と現地調査員の報告のとおり問題はありませんので、よろしくをお願いします。

◎田島正男委員 2番の件は、幼稚園の立替えのための転用です。何ら問題ありませんので、ご承認のほどよろしくご報告いたします。

◎竹澤 靖委員 3番の板荷の件は、太陽光発電設備を設置するということでの売買です。現地調査の報告のとおり問題ありませんので、ご承認のほどよろしくご報告いたします。

◎仲田裕子委員 4番の上殿町の件ですが、住宅を建てるということでの転用になります。ただ先程説明があったように宅地が農地の一部に越境してしまっているので、始末書付きにはなりますがご承認のほどよろしくご報告いたします。

◎黒川幸昭委員 5番の下奈良部町の件は、園芸用土採取と掘った土の置き場ということでの一時転用の申請です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をよろしくご報告いたします。

◎早乙女八重子委員 6番の池ノ森の件は、太陽光発電ということで売買です。現地調査員の報告、事務局の説明のとおり問題ありませんのでよろしくをお願いします。

◎松井研吉委員 7番、白桑田の件は、●●さんが住宅を建てるということで、使用貸借権による転用です。問題ありませんのでよろしくをお願いします。8番の深津の件は、高野さんが住宅を建てるということで、こちらは売買になります。問題ありませんのでよろしくご報告いたします。

◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から8番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第4号から6号「農用地利用集積等促進計画の公告について」ご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関

する法律第18条に基づき農用地利用集積等促進計画を作成し、同法19条によりこの農用地利用集積等促進計画の案を市が作成する場合には農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、鹿沼市長より令和7年12月26日付けで農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。議案書には新規一括方式について記載しております。議案書9ページから35ページをご覧ください。一括方式での計画が48件、131筆、304,489㎡となっております。以上の計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律18条第5項第2号、3号に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第4号の1番から48番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について」を議題とし、議案説明を経済部農政課に求めた。

◎事務局（農政課高橋主事） 議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）」について説明させていただきます。議案書及び案内図をご覧ください。農政課では全ての申出案件について現地調査を行いました。まず用途区分の変更についてご説明させていただきます。用途区分の変更とは、農業振興地域内の農地を畜舎や農機具倉庫等の農業用の施設に変更する場合に行なわれるもので、農業に係る施設への転用を目的とするため農振除外は不要となります。ただし、農地法上の農地ではなくなるため、その土地の用途を農地から農業用施設用地へと変更する手続きが必要となります。それでは今回の案件について説明させていただきます。まず番号1番、富岡の●●さん申出の、農地から農業用施設用地への用途変更です。面積は1筆で、403㎡の内84㎡です。土地所有者は申請者本人です。場所は富岡地内、鹿沼北地域包括支援センターから西へ約420mに位置し、北を宅地、西、東、南を田に接しています。この案件は既に建ってしまっているといういわゆる違反案件であり、違反是正のため申出書が提出されました。申請地には肥料や農業用機械を保管するための物置が設置されており現在も利用しています。農業経営の発展を図るものであること、また周辺農地に与える影響が少ないことから、用途区分の変更には支障はないと思われます。続いて、番号2番、武子の●●さん申出の、農地から農業用施設用地への用途変更です。面積は1筆で、1159㎡の内463㎡です。土地所有者は申請者本人です。場所は富岡地内、鹿沼北地域包括支援センターから南東へ約850mに位置し、北を宅地、西、東、南を畑に接しています。この案件も既に建ってしまっているといういわゆる違反案件であり、違反是正のため申出書が提出されました。申請地には農業用の物置が設置されており現在も利用しています。また、既存設備に加えて倉庫兼作業小屋を新設する予定です。農業経営の発展を図るものであること、また周辺農地に与える影響が少ないことから用途区分の変更には支障はないと思われます。続いて、番号3番 上日向の●●申出の、農地から農業用施設用地への用途変更です。面積は1筆で、2241㎡の内549㎡です。土地所有者は●●さんで、賃貸借し

ています。場所は上日向地内、西小学校から南西へ約250mに位置し、四方を田に接しています。今回、営農規模の拡大により、大規模農業機械を複数台購入する予定を立てており、それを保管するための倉庫が必要になったため申請に至りました。農業経営の発展を図るものであること、また周辺農地に与える影響が少ないことから、用途区分の変更に支障はないと思われます。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について農政課からの説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

◎議長は経済部農政課の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番富岡の●●さんの件ですが、建物が建ってしまっているので始末書つきになりますが、事務局の説明のとおりですので、ご承認のほどよろしく願いいたします。
2番、武子の●●さんの件は、やはり建物が建ってしまっているので始末書つきになりますが、事務局の説明のとおりですので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

◎関口 清委員 3番、上日向の件ですが、事務局の説明のとおり何ら問題ありませんので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

◎議長は、議案第5号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第5号の1番から3番について異存無しと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後15時40分に閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和8年1月22日

議 長

署名委員

署名委員
